

前橋市水道局告示第47号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年8月6日

前橋市公営企業管理者 膽 熊 桂 二

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

前橋市水道局水道メーター検針票広告掲載

(2) 内容

前橋市水道局水道メーター検針票広告掲載要領のとお

(3) 入札参加形態

単体による参加とする。

(4) 入札及び開札の日時

令和8年9月7日（月） 午前10時00分 入札即時開札

(5) 入札及び開札の場所

前橋市岩神町三丁目13番15号

前橋市水道局 3階会議室

(6) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

(7) 入札保証金

免除

(8) 契約保証金

免除

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 5 (1) で定める申請書兼誓約書の提出期間の末日の翌日から 1 (4) で定める開札日までの間のいずれの日においても前橋市指名停止措置要綱又は前橋市暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第 199 条第 1 項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法第 3 条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加していないこと。
- (8) 水道料金、下水道使用料及び市税等に滞納のないこと。
- (9) 水道及び下水道に関する事業者においては、水道局の指定を受けている給水装置工事事業者及び下水道排水設備工事店でないこと。
- (10) 前橋市水道局水道メーター検針票広告掲載要領の規定に該当する者であること。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 27 日（木）まで。
- (2) 取得方法 前橋市役所ホームページからダウンロードしてください。

URL:<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/gyomu/5/50588.html>

- (3) 問い合わせ先 前橋市水道局経営企画課出納係

前橋市岩神町三丁目 13 番 15 号

電話 027-898-3016（直通）

メールアドレス sui-somu@city.maebashi.gunma.jp

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(4)の書類等を総称して「申請書兼誓約書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書兼誓約書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）

(2) 前橋市水道局広告掲載申込書（様式第 1 号）

(3) 完納証明書

(4) デザイン原稿案

※ 4 (1) 及び (2) に掲げる書類は、押印を省略する場合、発行責任者及び担当者の欄に記名すること。

5 申請書兼誓約書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 27 日（木）

※最終日の午後 5 時 00 分必着

(2) 提出場所

3 (3) と同じ

(3) 提出方法

持参、メール又は郵送による。

※持参する場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間とする。

ただし、休日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第 14 号）第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。）は受け付けないものとする。

※郵送で提出する場合は、必ず簡易書留で送付すること。

※電子メールで提出する場合は、押印は省略し、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。また、送信したことを電話連絡すること。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は申請書兼誓約書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和 8 年 8 月 31 日（月）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メール等で送付する。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 8 月 18 日（火）までの日

(2) 質問方法

質問票（所定様式）に必要事項を記載し、メールで送信するものとする。なお、質問票に入札参加者名を特定できる記載がある等、入札執行に支障を来すおそれがある質問には回答しない。また、質問票をメール等で送信した場合には、質問を送信したことを 3 (3) に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和 8 年 8 月 21 日（金）から前橋市ホームページに掲載する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格確認通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 申請書兼誓約書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札
- ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札
- エ 入札に際し不正行為のあった者の入札
- オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
- カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

- ア 代理人が入札しようとするときは、委任状を提出すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- エ 入札執行回数は、2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ア 前橋市水道局契約規程（平成3年3月15日）第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲以上かつ前橋市水道局水道メーター検針票広告掲載要領により定めた入札最低価格以上で有効な入札を行った者のうち、最高価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

前橋市ホームページで公表する。

9 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。

- (2) 申請書兼誓約書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書兼誓約書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書兼誓約書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書兼誓約書等は入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ただし、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書兼誓約書等のうち、同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

- (6) 申請書兼誓約書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。